



高齢期も自分らしく 生きていけるように

「65歳問題」天海訴訟原告
天海正克 さん



不当判決を受け控訴

65になると強制的に障害福祉サービスから介護保険へ移行させられるのは違法である。自治体が障害者の介護を奪っていいのか、と今回の裁判で問うてきました。千葉地裁の不当判決を聞いたときは、これまで5年半かけて訴えてきたことがまったく伝わっていなかつたのかと非常に残念でした。判決を受けて即日控訴し、東京高裁での勝利にむけて準備をすすめています。

介護保険優先原則自体が、「自助・共助・公助」という社会保障の誤ったルールを全面に打ち出しています。本来は公的な支えが先にあって福祉・教育・医療などは受けたい人が等しく受けられるべきです。裁判の原告として、これまで築いてきた障害者運動の成果を後戻りさせたくない、その思いも強くあります。2008年からの障害者自立支援法違憲訴訟では、全国の障害者や関係者が声をあげ障害福祉サービスの応益負担に反対しました。運動を通じて支援法では低所得者（非課税世帯）であれば障害福祉サービスの利用負担がゼロになりました。それらの成果を65歳で後戻りさせることはあってはなりません。

つながっている人生、その人らしく生きる

頸椎の二次障害により車いすでの生活となってからも、ずっと今の家で一人暮らしを続

けています。介護保険を申請しなかったことで介護を打ち切られたとき、これまでと同じ暮らしを継続するために全額自己負担で介護を受けると、私の場合ひと月14万円かかりました。障害年金の倍ほどの額です。申請しなかったからといって生活に必要な介護をすべて奪うことは、その人の人生を否定することで決してやってはいけないことです。

重なる部分はあっても、社会参加を目的とした障害者総合支援法と介護保険法ではその内実は異なります。私は音楽が好きで、よくライブハウスなどに通っていました。やりたいことがあって会いたい人がいます。年金の低さをはじめ、障害があることでなかなか自由に外出ができなかったり制約も多い。ですが、そのなかでもその人の唯一無二の生活を築けることが大切です。経済優先とする社会の仕組みから生活や尊厳が踏みにじられる、それはとても残念なことです。だれかの暮らししが邪魔されるようなことがあれば、みんなで良い方向に変えていかなくちゃ。その人らしい生き方が邪魔されないようにね。（談）

★「天海訴訟を支援する会」のHPから署名ができます。

<https://amagai65.iinaa.net/>

あまがい まさかつ／1949年生まれ。障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会代表。65になると市が障害福祉サービス継続申請を認めず打ち切ったことをめぐり、憲法と障害者権利条約に違反するとして2015年に提訴。